○農林水産省告示第千三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾三〇二四の六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑の尾三〇二四の六九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方字向園一九八五のイ、一九八八、字山ノ上四八一一の二、四八二八、大字五ヶ所字中原山一八一の八、一八一の九、二〇五、二〇七の八、二〇七の一〇、二一四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向園一九八五のイ・一九八八・字山ノ上四八一一の二・四八二八・字中原山一八一の八・一八一の九・二〇五・二〇七の八・二〇七の一〇・二一四の四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市高城町四家字大開七八八の三一、七八八の三四、七八八の三六、七八八の三八、七八八の三九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大開七八八の三一・七八八の三四・七八八の三九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七八八の三六、七八八の三八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県八重山郡竹富町字西表仲良（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び竹富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県八重山郡竹富町字西表仲良（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山荒川字棚迫二二六の一五、二二六の三五、二二六の五五、二二六の五八、二二六の六九、二二六の八六、七山池原字桑原乙六〇三の一五、字下嶽甲三〇六九から甲三〇七一まで、甲三〇七二の六、甲三〇七二の八から甲三〇七二の一一まで、甲三〇七二の三〇、甲三〇七二の三二から甲三〇七二の三五まで、字山影甲二五四八、甲二五四九、甲二五五三、甲二五八〇、甲二五八四、甲二五八六、甲二五八七、甲二五八八の一、甲二六一二、甲二六一四、甲二六三一の一、甲二六三一の三、甲二六三四、甲二六三八、甲二六四〇、字山田甲二八五五の一、甲二八五五の二、甲二八五六から甲二八五八まで、甲二八六〇の二〇、甲二八六〇の二一、甲二八六〇の四三、甲二八六〇の四四、七山藤川字蟹川八五七の一（次の図に示す部分に限る。）、八五七の二二、字後鳥帽子九三〇の一、九三〇の三五、字小馬ヶ倉七二〇の一、七二〇の四九から七二〇の五六まで、字上蟹川七二一の一・七二一の七四・七二一の七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七二一の七六、七二一の七七から七二一の七九まで・七二一の八一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七二一の八二、七二一の八三（次の図に示す部分に限る。）、七八七の七九から七二一の八九まで、七八七の一（次の図に示す部分に限る。）、七八七の七三から七八七の七五まで、七八七の七六（次の図に示す部分に限る。）、七八七の七七から七八七の八一まで、七八七の八二（次の図に示す部分に限る。）、七八七の八三から七八七の九四まで、字大達一〇〇〇の一、一〇〇〇の一三五、一〇〇〇の一三六、字大塔一二二六の一、一二二六の四四から一二二六の四七まで、字中尾八八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、八八〇の二六から八八〇の二八まで、字仏岩五九一、五九二、五九三の一、五九五の二、五九六の三、五九六の五、五九六の一五、五九七、六〇一の一、六〇一の二、六〇五の二、六四八、六四九、六五〇の一、六五〇の二、六五二、六五五、六五七、六五八の一、六九八の五、六九八の六、六九八の一一から六九八の一三まで、六九八の一八、六九八の一九、六九八の二一、六九八の三三、六九九

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。